別表第六を次のように改める。

別表第六（第三十六条関係）

試験種類番号	国家試験の種類	試験科目番号	試験科目
01	航空機国家試験	01	法及びその附属法令
		02	航空機の強度、構造及び性能に関する理論
		03	航空機の材料に関する事項
		04	航空機の製造及び修理の方法に関する事項
		05	航空機用原動機の強度、構造及び性能に関する理論
		08	航空機用プロペラの強度、構造及び性能に関する理論
		11	回転翼の強度、構造及び性能に関する理論
02	航空機用原動機国家試験	01	法及びその附属法令
		05	航空機用原動機の強度、構造及び性能に関する理論
		06	航空機用原動機の材料に関する事項
		07	航空機用原動機の製造及び修理の方法に関する事項
03	航空機用プロペラ国家試験	01	法及びその附属法令
		08	航空機用プロペラの強度、構造及び性能に関する理論
		09	航空機用プロペラの材料に関する事項
		10	航空機用プロペラの製造及び修理の方法に関する事項
		05	航空機用原動機の強度、構造及び性能に関する理論
04	回転翼国家試験	01	法及びその附属法令
		11	回転翼の強度、構造及び性能に関する理論
		12	回転翼の材料に関する事項
		13	回転翼の製造及び修理の方法に関する事項
		05	航空機用原動機の強度、構造及び性能に関する理論
05	飛行指示制御装置国家試験	01	法及びその附属法令
		14	飛行指示制御装置の強度、構造及び性能に関する理論
		15	飛行指示制御装置の材料に関する事項
		16	飛行指示制御装置の製造及び修理の方法に関する事項
06	統合表示装置国家試験	01	法及びその附属法令
		17	統合表示装置の強度、構造及び性能に関する理論
		18	統合表示装置の材料に関する事項
		19	統合表示装置の製造及び修理の方法に関する事項
07	回転翼航空機用トランスミッション国家試験	01	法及びその附属法令
		20	回転翼航空機用トランスミッションの強度、構造及び性能に関する理論
		21	回転翼航空機用トランスミッションの材料に関する事項
		22	回転翼航空機用トランスミッションの製造及び修理の方法に関する事項
08	ガスタービン発動機制御装置国家試験	01	法及びその附属法令
		23	ガスタービン発動機制御装置の強度、構造及び性能に関する理論
		24	ガスタービン発動機制御装置の材料に関する事項
		25	ガスタービン発動機制御装置の製造及び修理の方法に関する事項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月九日　　環境大臣　山本　公一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）

改正後	改正前
（令第二条の四の環境省令で定める基準等）	（令第二条の四の環境省令で定める基準等）
第一条の二　（略）	**第一条の二**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　令第二条の四第五号ニの環境省令で定める廃水銀等は、次に掲げるものとする。	5　令第二条の四第五号ニの環境省令で定める廃水銀等は、次に掲げるものとする。
一　別表第一に掲げる施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となつたものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。）	一　別表第一に掲げる施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となつたものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。）
二　水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となつたものから回収した廃水銀	二　水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となつたものから回収した廃水銀
6～17　（略）	6～17　（略）